

## 「第440回 判例・事例研究会」

テーマ：ヘアカット専門店を運営する会社のエリアマネージャーを称する個人事業主に雇用される理美容師らと上記会社との間の法律関係について研究しました。

日 時	令和8年1月27日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報告者	弁護士 横田 将宏

### 事件の表示

事件名 未払賃金請求事件  
事件番号 東京地裁令和5年(ワ)第3559号  
裁判日付 東京地判令和7年7月17日

### 判示事項

ヘアカット専門店を運営する会社のエリアマネージャーを称する個人事業主に雇用される理美容師らと上記会社との間の法律関係

### 事案の概要

- 1 原告Xら：Y2の運営店舗で勤務する理美容師。  
被告Y1：全国展開（直営も業務委託も）するヘアカット専門店「A」を運営する株式会社。  
被告Y2：Y1との業務委託契約に基づきAを複数店舗運営する個人。
- 2 XらはAの求人情報を見て連絡を取ったところ、Y2から連絡があり、Y2と面接し、採用書に署名したが、採用書には雇用主の記載はなし。Y2はXらに対し、自らはAの「エリアマネージャー」と称した。  
採用後、Y2は、自身が代表者を務める「B社」を雇用主として、Xらに對し賃金の支払を行っていたが、社会保険に未加入だった。Y1はY2に対し、社会保険に加入しないのであれば雇用主をBではなくY2個人とするよう要請した。これを受けてY2は、自身を雇用主とする雇用契約を、Xらのうち5名との間で締結した。
- 3 その後、Xらは割増賃金の請求に及んだが、その相手方としてY2のほかY1も加えた。その理論構成は次のとおり。
  - (1) Xらは、Y2を通じ又は代理人であるY2との間で、Y1との雇用契約を締結した。
  - (2) 表見代理（民法109条1項）、表見支配人（会社法13条）、名板貸責任に関する会社法9条、商法14条の類推適用

## 判 旨

### 1 雇用契約の成否について

Y 2 は、Y 1 との業務委託契約に基づき独立の事業者として複数店舗を運営しているから、X らが Y 2 を通じて Y 1 と雇用契約を締結したとはいえない。

Y 1 と Y 2 の間の業務委託契約には、Y 2 の運営する店舗の従業員の雇用は Y 2 において行うものとする定めが存在しており、Y 2 が Y 1 から雇用契約締結の代理権を授与されていたとは認められない。

Y 1 からの業務委託の受託者により互助団体が結成され、当該互助団体が求人広告や応募への対応をしていたことがうかがわれ、Y 2 が X らに対し「エリアマネージャー」と名乗った点も上記結論を左右しない。

採用書も互助団体が作成した可能性があり、そこには承認欄があるものの、Y 1 内部での承認手続きを示すものとはいえない。

### 2 表見法理の適用について

Y 1 は、自身が雇用主であると誤認混同させる外観の作出に関与したとは認められない。

## 参考文献

橋本陽子「労働判例速報 ヘアカット専門店を運営する会社の『エリアマネージャー』に雇用される理美容師らと会社との間の法的関係—Q B ハウス事件」  
ジャーリスト 2026. 01 / No. 1618 4 頁以下

以 上